



発行所
青森県教職員組合
青森市橋本一丁目2-25
TEL 734-7279
FAX 777-1440

2020. 2. 14
第1913号

運動部活動の指針について ～ハイシーズンは「検討する」～

1月18日、県教育長との話し合いをもちました。運動部活動の指針、パワーハラスメント対策、変形労働時間制などについて交渉を進めました。

「運動部活動の指針」のハイシーズン

長「ハイシーズン」とは中体連主催大会前がこれに当たると考えている。ハイシーズン以外の時に十分休養を確保し子どもの負担や担当者の過度の負担にならないようにする必要はある。大会数については学校設置者が把握し上限の目安を定める。ことを指針に示している。これから具体的に検討していきたい。

組「具体的には、調査結果を見て通知など出せるのではと考えている。」

長「県教委のガイドラインには「スポーツ医学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究を踏まえ作った」と書いてあるが、



青森県教組

何をもとに作ったのか。

長「常識的に考えて大会前の2週間くらいを想定している。その間1日も休まなくていいと言っているわけではない。」

組「そんなことはガイドラインのどこにも書いていない。国でさえも子どものスポーツ外傷を考えてこの程度にしましょうという提言を出しているのに、県はあえてそれを取り越えてハイシーズンを入れていく。」

長「調査結果によっては通知を出していく。」

組「ハイシーズン期間は休まなくてもそれ以外休めば外傷は起こらないといえるのか。国の提言を超えたガイドラインを出している以上、「ハイシーズン」についてスポーツ医学の根拠を示すべき。子どもたちの未来のために。」

パワーハラスメント防止と啓発について

長「リーフレットを活用するよう市町村教委に依頼しているほか、校長や教頭の研修講座で講義をするなど意識啓発活動を行っている。相談窓口としては市町村教委、各教育事務所、県教育委員会を設定している。相談電話の設置については他県を見ながら研究する。」

組「厚労省から「職場におけるハラスメント関係指針」が出た。それにもない「ハラスメントはあつてはならないことの明記」「相談窓口の明記」「ハラスメントがあった場合の処分の明記」が義務になるため、県教委もリーフレットや防止要綱を改訂し、それらをしっかりと明記し配布してほしい。電話についても市町村教委だけでなく誰もが相談できる共通窓口を設置してほしい。」

組「リーフレットには、「市町村の先生方は市町村が事務所へ」となっている。市町村教委では握りつぶされる恐れもある。管理職が加害者の場合、だれに相談すればいいのか。他県のように、利害関係なく相談できる窓口（電話・メール）の設置を検討してほしい。」

長「私が目指すのは先生方が生き生き安心して仕事ができる環境を作ることなので研究していきたい。」

人事評価制度について

長「自己目標設定により被評価者のモチベーションが高まり、スキルアップが図られるとともに評価者が適切に指導評価することができると考えている。目標設定においては、「何を」「いつまでに」「どこまで」を明確にするために数値目標も必要。」

組「この制度を入れるとき前中村教育長は「できたかできなかったかではなく、目標に向かって努力し続ける教師をしっかりとみられるようにしたい」といった。だがいま現場では、テストの点数や不登校の数など数値にこだわる管理職が増えていく。それは手引きに「できたかできなかったか」が大事という記述があるためなのではないか。「人事評価制度の手引き」の見直しを検討してほしい。数値が独り歩きすることで、子どもを育てるはずの学校が、「数値を達成すればいい」「数値化できるものを上げればいい。」となっていく。その事が子どもや先生方を苦しめることになっているのではないか。「協力」「努力」などはなるべく使わないのが望ましい言葉になっている。学校はそれでいいのか。」

変形労働時間制について

長：文科省から後日別途通知されることになっているので、国の動向を注視しながら対応を検討する。組：やるべき仕事が減っていないのに実施しても残業時間のごまかしになるだけで何の意味もない。無理な制度なので青森県教委として導入しないと明言してほしい。長：示されている月45時間、年360時間に減らしていくようにやるべきことをやってから検討していきたい。

組：3分の1の先生方が100時間を超えている。精神疾患も多い。現職死もワースト1。採用試験の倍率も下がり、臨時講師も足りない、パワハラ防止も不十分。見かけだけの残業を減らしても意味なし。

長：できないことは申し訳ない。できることは頑張っていこうという思いは一緒である。



青森県教育委員会

【やっぱりできない】変形労働時間制

～全教弁護団講演から～

変形労働時間制は、労働時間を増やすものでも減らすものでもなく、使用者や現場責任者（校長）には重責が課せられる。計画は事業所単位（教育では学校単位）時間規制が厳しく、例えば朝の立ち当番指導を行うと違反になる。

（一年間の変形の例）一年間の期間・計画の事前作成の義務、一日10時間以内、週52時間以内、連続6日勤務までなどの規則、これらを点検する業務：

そもそも労働管理者が一人必要なほどの仕事を管理職が行うことになる。

業務は管理職に義務付けられる他、厳密に「業務の都合によって労働時間を変更することは該当しない」とされ、順延があり得る体育祭、振り替えが行われる修学旅行などの時期は「適応する余地はない」と判断されている。

※「実施中の労働時間の変更はできない。変形期間中に制度内容を変更することはできない」という規定において、「違反した場合、一年分の変形が無効」になる。学校現場では子どもの問題があれば保護者との面談が必要になったり緊急の会議があったり、そもそも制度自体到底実現できるものではない。

また、この制度には文科省の言う「休日のまとも取り」を補償する仕組みはない。教職員の問題は休暇があっても休めないこと。先生を増やせ！強く訴えていきたい。

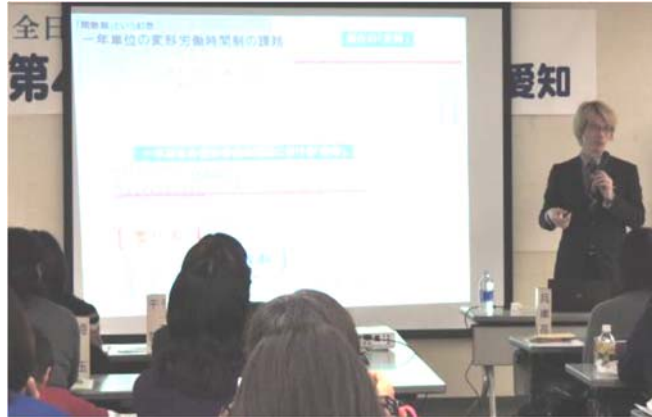
全教女性部委員会(1・12)

昨年、台風で全国女性教職員学習交流集会在中止になったため、今年の委員会は名古屋で行われました。名古屋大学学院の准教授内田良先生の講演を聞きました。特に心に残ったのは、

- ・仕事は無限、資源（先生方、時間）は有限。資源は有限だから、それを優先するのか、削るものは何かを「見える化」して制度を作らなければ変わらない。
- ・先生方は、授業は時間の中で最高のコストパフォーマンスができておられるのに、4.5倍からは法律感がなくなる。
- ・「子どものため」「自分は楽しい、好きでやっている」という先生方がいる。でも過労によるうつ、自死、死亡は人を選ばない。
- ・残業は感染する。
- ・教員の半数は自分の職場の休憩時間がどの時間に設定されているか知らない。また**教員勤務実態調査によると、先生方の平均休憩時間は、小学校教諭で1分、中学校教諭は2分、目を瞑る数字です。**
- ・給特法によって先生方は定額働かせ放題。（労働が労働とみなさず、休んでいない）

内田先生のお話に興味を持っていただけた方は、Yahoo ニュース「リスクリポート」をのぞいてみてください。ブラック部活やブラック校則についても、たくさん記事を見ることが出来ます。

女性部担当 佐々木 りえ子



全国障害児学校&学級学習交流集会③兵庫



兵庫 赤木和重さん(神戸大)は、「障害児教育の魅力を改めて考える」発達理解の視点から」と題した講演では「子どもたちも知らずのうちに、生産性の低さを障害のある子どもに当てはめるような見方の社会になっているのではないかと。私たちは発達の視点で子ども理解を進めることで社会も変えていく力をつけましょう。」と訴えました。来年は岐阜で開催されます。その前に東北のブロック集会在が青森で開催されます。ぜひ集まって学習しましょう。参加された先生のご感想です。

八戸市立根岸小学校 近藤 宣

他県の実情を知ることができ今後の参考になりました。兵庫県では、組合と教育委員会との話し合いが密にできていて、県立の高等学校での特別支援の取り組みが進んでいました。逆に、東京都のある特別支援学校では、教員評価制度が進んでいない成果？なのか、教員間で児童生徒の変容を共有できないような課題があるようでした。他県の成果や課題を参考にしながら、青森県での取り組みに生かしていこうと思いました。

労働時間は正しく記録すべし！～官報第171号～

令和2年1月17日 文部科学省告示第1号 (2020年4月1日より適用)

第4 服務監督委員会が講ずべき措置
 (2) (略) タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切なほほによる**勤務時間の把握が事業者の義務として明確化**されたことを踏まえ(略) また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、**公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。**

第5 留意事項 (2) 虚偽の記録について
 教職員の在校時間等について形式的な上限時間の班にないとするのが目的化し、授業などの教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、**実際の時間より短い虚偽の時間を記録し又は記録させることがあってはならない。**

勤務時間の記録は、公文書であり、客観的な勤務時間の証拠になります。正しく記録すべきものです。

働き方が大きく変わるかもしれない今だから、職場で働き方の議論を！集まり、学び、つながる青森県教組へ。ぜひ仲間になってください！

臨時講師の給料月額の見直し

現行では臨時講師の皆さんは、正規の先生方と同じ仕事をしているにもかかわらず、給料表は2級ではなく1級が適応され、さらに給料月額の上限が設定されていました。教職員組合では長年交渉を続けてきました。残念ながら、2級適応は見送られましたが、1級の上限が撤廃される見通しです。

これによって、

教員
 一六二 259400円が、
 一一五 306800円に。

事務職員
 一三七 201200円が
 一九三 247600円 になります。

正式決定は2月下旬の「第301回定例県議会」で審議され決定の見込みです。青森県教組はこれからも、1級ではなく2級格付けになるように交渉を続けていきます。

カンパのご協力 ありがとうございました 206,350 円

当初、「九州北部豪雨」と「台風15号」へのカンパをお願いしましたが、その後、「台風19号」が発生したため、合わせて送らせていただきました。ご協力いただきました先生方、ありがとうございました。



厚生会からののお知らせ

教育事業のごあんない

◎教育事業補助金助成

募集期間 2020年4月1日～6月30日

- 助成額 ① 教育講演会等及び障がい者理解推進のための事業
・・・1件につき5万円以内
② 社会貢献活動(ボランティア活動)・・・1件につき2万円以内
※実施団体の事業予算額の半額を超えない範囲

お問合せ 一般財団法人 青森県教育厚生会 総務課 017-721-1310

◎親と子と教師の教育相談室 スマイルサポート

相談時間 月・水・金 9:00～16:00

※予約により時間外も対応します

相談内容 不登校、学習、いじめ、家庭教育や発達障がいなど発達上の悩みや問題、教師と親の連携、教職員の実践上の悩みなど



〒ミ 724シ
フリーダイヤル 0120-783-087
E-mail smile@a-kyouiku-kouseikai.or.jp



メールは
こちらから

<募集にご協力お願いします>

教育奉謝金

「学校と学校を結ぶ助け合い」として教育奉謝金を募集しています。
この教育奉謝金を財源として、下表のとおり見舞金等を給付しています。

募集範囲及び拠出額

教育関係職員 1人 600円 児童及び生徒 1人 100円

給付額

区 分		教育関係職員	児童・生徒
傷病見舞金	基本	11,000円	6,000円
	加算	8,000円	6,000円
	長期加算	7,000円	5,000円
災害見舞金	風水被害・地震等	15,000円	10,000円
	火災	20,000円	15,000円
弔 慰 金		100,000円	50,000円



お問合せ 一般財団法人 青森県教育厚生会 事業課 017-721-1313

今後の主な日程

日時	活動名	場 所
2・24	変えちゃダメ! 憲法9条 憲法を語りいかそう集会	東京 全教会館
2・29～3・1	全教教育課程づくり交流集会	東京 全教会館
3・8	さよなら原発・核燃『3・11』青森県集会	青森市民ホール
3・14	養護教員部スタート学習会 13:00～17:00	青森県教育会館
4・4	スタート学習会 15:00～18:00	青森県教育会館
4・25	春の教育実践講座・虎の穴オープン 14:00～18:00	青森県教育会館

春新たに採用される先生、スタートに当たり心配なことや準備しておいたほうがいいこと、子どもとの接し方など一緒に勉強しましょう。虎の穴は採用試験突破を目指す先生方の学習会です。